

新型コロナウイルス感染拡大に伴い

# 緊急事態宣言 発令

富山県では、新型コロナウイルス感染者が急増し、感染経路が不明なケースが増加するなど、日常生活での感染リスクが増大しつつあります。そのため、国の緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大されたことを踏まえ、できる限り迅速かつ適切に対応してまいります。

医師や看護師などの医療従事者の方々には、これまでも昼夜を問わず大変献身的に対応いただいております。しかし、今後、感染者がさらに拡大すれば、通常の診療・救急対応にも支障が生ずることが懸念されるなど、県内の医療体制は極めて危機的な状況に直面しつつあります。

県では、今後とも必要な病床数の確保などの医療提供体制の整備、感染拡大防止対策の徹底、緊急経済対策の推進などに万全を期してまいります。さらなる感染拡大の防止のためには、県民や事業者の皆様「自分だけは大丈夫」という意識を根本から変えていただくことが必要不可欠です。

県民の皆様には、ご自身への感染の回避や、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動を徹底するとともに、最大限の危機感を持って対応いただきますよう、切にお願いします。

また、県が休業等をお願いする施設を有する事業者の皆様におかれては、全面的にご協力いただきますよう、重ねてお願いします。

富山県知事 石井 隆一



# 感染が疑われる場合のお願い

発熱や風邪の症状等がみられる場合には、外出・出勤は控え、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談してください。

## 次の症状

風邪の症状や37.5℃の発熱が4日（高齢者、基礎疾患のある方、妊婦は2日）以上続く強いだるさや息苦しさがある



## 「帰国者・接触者相談センター」に相談

相談先（感染症担当）	電話番号（直通）	所管市町村
新川厚生センター	(0765) 52-2647	黒部市、入善町、朝日町
// 魚津支所	(0765) 24-0359	魚津市
中部厚生センター	(076) 472-0637	滑川市、舟橋村、上市町、立山町
高岡厚生センター	(0766) 26-8414	高岡市
// 射水支所	(0766) 56-2666	射水市
// 氷見支所	(0766) 74-1780	氷見市
砺波厚生センター	(0763) 22-3512	砺波市、南砺市
// 小矢部支所	(0766) 67-1070	小矢部市
富山市保健所	(076) 428-1152	富山市

夜間・休日は、メッセージにより緊急電話番号をご案内します。

※県外国人ワンストップ相談センターのトリオフォン（三者通話）を用いた通訳を利用して「帰国者・接触者相談センター」に外国語での相談もできます。TEL 076-441-5654、080-5852-2234



## 「帰国者・接触者外来」を紹介



## 受診

受診の際の注意点

- ・帰国者・接触者相談センターから指定された医療機関を受診してください。
- ・複数の医療機関の受診は控えてください。
- ・受診の際には、マスク着用、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。
- ・公共交通機関の利用は控えてください。

※なお、地域の診療所等を介し、PCR検査を実施する新たな仕組みについては、現在、具体的な実施方法等について調整を行っています。



## ご自宅で過ごすとき

感染が疑われる場合の生活上の注意点

1. 患者と同居者の部屋は可能な限り分ける
2. 患者の世話は、できるだけ限られた方で
3. 同居者全員、できるだけマスクを着用
4. こまめな手洗い
5. できるだけ室内を換気
6. 取っ手、ドアノブなどはこまめに消毒
7. 汚れたリネン、衣類はこまめに洗濯
8. ゴミは密閉して捨てる

最新の情報はこちらでご確認ください！

「富山県 新型コロナウイルス感染症に関する情報」



# 県民の皆様へ

曜日や昼夜を問わず、県内外への**不要不急の外出※・往来は控えてください**。特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ**不要不急の移動を自粛**してください。(ご家族等の帰省についても自粛をお願いします。)

※外出は、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し(買い物は極力少人数で…お店の混雑防止)、生活必需サービス(理美容、ランドリー)、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など**生活の維持のために必要なものに限ってください**。

【首都圏在住 富山県人の声】  
東京で感染者が激増しています。私が無症状感染者だったら感染を広げるおそれがあるので、私は絶対に富山に帰りません。家族や、県民の皆さんの事は心配ですが、元気でいてくれる事を願っています。

外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策をお願いします。

「自分が感染しているかもしれない。」と考えて行動しましょう。

「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避しましょう。

こまめに換気を行いましょう。人と人の距離を(約2m)空けましょう。

国や県、各市町村が出す正しい情報を「正しく理解し、正しく恐れ」、冷静な対応をお願いします。

患者・感染者、医療従事者の方々及びそのご家族などの**人権**に配慮し、差別や偏見を持たずに、また、風評被害がないように**温かく見守り、応援**してください。

ストレスなどが高まらないよう、3密を回避しながら屋外の公園等に出かけるなど心身の健康に留意するとともに、困ったら心の健康センター等に相談してください。

心の健康センター TEL 076-428-1511

受付時間 月曜日から金曜日まで 8:30～17:15(祝日、年末年始を除く)

# 事業者の皆様へ

県が休業等をお願いする施設を有する事業者におかれては、次のとおり休業の実施(食事提供施設は営業時間の短縮)をお願いします。

休業要請期間：4月23日(木)～5月6日(水)の14日間

対象施設：遊興施設、運動・遊技施設、劇場、商業施設等

できれば4月23日(木)から、少なくとも4月24日(金)から休業要請期間の終了日までの間、県の休業の要請等に全面的にご協力いただける場合は、些少ではありますが、**県・市町村で連携し、協力金を支給**させていただきます。

※協力金の詳細については、下記へお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター：076-444-5591

なお、富山県ホームページ(商工労働部商業まちづくり課)からも制度概要をご覧ください。

人と人の接触機会を減らす配慮をお願いします。

[職場環境] 時差出勤、交替勤務、テレワークやテレビ会議の活用など

[店舗や施設] レジ等での密集を生まない工夫、入場者数の制限などの実施

裏面はポスターになっています。家庭や職場等の見やすい場所に貼って意識を高めましょう。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い

# 緊急事態宣言 発令

富山県民  
こころを  
ひとつに。

おうちにいましょう。

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大を防ぐため  
県内外への不要不急の外出・往来は控えてください。

生活の維持等のため、やむを得ず外出する場合には、

- ・マスクの着用
- ・手洗い・咳エチケットの励行
- ・「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動 をお願いします。

STAY HOME

 富山県